

# 令和5年度第1回茨城県総合計画審議会次第

日時：2023年8月2日（水）14時30分～

場所：茨城県庁舎5階 庁議室

## 1 開会

## 2 知事あいさつ

## 3 委員紹介

## 4 茨城県総合計画審議会会長、副会長の選任

## 5 会長、副会長あいさつ

## 6 議事

(1) 第2次総合計画の更なる推進について（茨城県の最近の動き・主な取組）

(2) 県総合計画の進捗状況について

① 第3部「基本計画」の政策・施策に係る進捗状況について

② 第4部「『挑戦する県庁』への変革」に係る進捗状況について

(3) 第2次総合計画における数値目標の見直しについて

(4) その他

① 地方創生効果検証部会について

② いばらき幸福度指標について

## 7 閉会

### 配付資料一覧

【次第、席次表、委員名簿、条例】

【資料1】茨城県の最近の動き・主な取組について

【資料2】県総合計画（第3部）政策・施策に係る進捗状況について

【資料3】県総合計画（第4部）「挑戦する県庁」に向けた取組の進捗状況について

【資料4】第2次総合計画における数値目標の見直しについて

【資料5】地方創生効果検証部会設置要綱

【参考資料】「いばらき幸福度指標」について



# 茨城県総合計画審議会委員名簿

委員：16名 任期：2年間（2023.4.1～2025.3.31）

No.	氏名	所属等
1	跡部 悠未 アトベ ユミ	東京農工大学未来価値創造研究教育特区 准教授
2	雨宮 護 アメミヤ マモル	筑波大学システム情報系 准教授
3	柴沼 秀篤 シハヌマ ヒデアツ	(株)柴沼醤油インターナショナル 代表取締役社長
4	鈴木 健嗣 スズキ ケンジ	筑波大学システム情報系 教授 筑波大学サイバニクス研究センター センター長
5	清山 玲 セヤマ レイ	茨城大学人文社会科学部 教授
6	染野 実 ソメノ ミル	(有)ソメノグリーンファーム 代表取締役
7	高木 真矢子 タカキ マヤコ	合同会社JOYNS 代表社員
8	高田 真理 タカダ マリ	(株)常陽銀行
9	田宮 菜奈子 タミヤ ナナコ	筑波大学医学医療系 教授 筑波大学ヘルスサービス開発研究センター センター長
10	中村 香代 ナカムラ カヨ	(株)わかさキャリアコンシェルジュ 代表取締役
11	平田 輝満 ヒラタ テルミツ	茨城大学大学院理工学研究科 教授
12	松木 徹 マツキ トオル	(株)エムテック 代表取締役
13	三浦 綾佳 ミウラ アヤカ	(株)ドロップ 代表取締役
14	道越 万由子 ミチゴエ マユコ	(株)BEYOND 代表取締役
15	山根 将大 ヤマネ マサヒロ	(株)茨城県民球団 代表取締役
16	吉田 勉 ヨシダ ツトム	常磐大学総合政策学部 教授

（五十音順、敬称略）

## ○茨城県総合計画審議会条例

平成6年3月30日  
茨城県条例第4号

茨城県総合計画審議会条例を公布する。

茨城県総合計画審議会条例

(設置)

第1条 県の総合計画について調査審議するため、茨城県総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、県の総合計画について調査審議し、その結果について、知事に答申するものとする。

2 審議会は、前項のほか、知事の諮問に応じ、国土総合開発法(昭和25年法律第205号)第7条の2の規定に基づく県の総合開発計画について調査審議し、その結果について、知事に答申するものとする。

3 審議会は、必要があると認めるときは、前2項に規定する県の総合計画等に関し、知事に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員50人以内で組織する。

- (1) 県議会の議員
- (2) 市町村の長
- (3) 市町村の議会の議長
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、知事が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、特定の事項の調査審議のため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、知事が委嘱する。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の調査審議する事項について、委員を補佐する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 茨城県総合開発審議会条例(昭和25年茨城県条例第42号)は、廃止する。